**平成２４年（フ）第７号**
宮崎県都城市都原町7315番地２、前住所宮崎県串間市大字南方144番地
債務者　島田　秀幸
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉谷　友和
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第５３７号**
大分市望みが丘30番地の９
債務者　幸　　大貴
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　正美
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３号**
滋賀県東近江市宮川町657番地25、前住所滋賀県甲賀市水口町山710番地67
債務者　藤井　公子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２２５号**
佐賀県佐賀市鍋島１丁目７番25号
債務者　鮎川　葉子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１７号**
函館市本町10番11号
債務者　二本柳美彌
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
函館地方裁判所

**平成２４年（フ）第２７号**
愛知県豊田市大林町13丁目６－７　清風苑205、住民票上の住所愛知県豊田市広田町稲荷山６番地３　アメニティ豊田201号
債務者　草野しず子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５号**
三重県伊勢市船江２丁目24番12号
債務者　野瀬　**隆**二
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第１９４３号**
埼玉県蓮田市大字黒浜1659番地　シティハイムプラザ102号
債務者　菅原　靖紀
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０１５号**
さいたま市緑区大字中尾409番地　クリーンエイト116号
債務者　竹島　幸二
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０３９号**
埼玉県朝霞市北原２丁目４番14号　グランメール303
債務者　加藤　隆幸
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０７５号**
埼玉県蕨市塚越４丁目14番５号
債務者　佐々木由枝
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０８８号**
埼玉県北本市本宿８丁目37番地
債務者　塚本　真一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０８９号**
埼玉県北本市本宿８丁目37番地
債務者　塚本　ヨウ
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０９０号**
埼玉県志木市本町６丁目16番59―401号
債務者　松尾　　進
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１０６号**
埼玉県蕨市中央７丁目34番１号　ホワイトハイツ204号
債務者　ボンザ　マリオ　メドュア
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１１０号**
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺556番地１２号504
債務者　齋藤　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係